貸与奨学金

2023年度 第一種奨学金第二種奨学金

確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

〔大学·短期大学·専修学校専門課程〕

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は、借入金(貸 与奨学金)です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内」に記載 している内容です。冊子をよく読み、内容を理解したうえで記入してください。





与奨学金を申し込む前に ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

	特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1.	奨学金を借りるには、「機関保証」(保証機関への保証料の支払いが必要)か、「人的保証」 (父母及び親族などが保証) のどちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【保証】(4)	•	
2.	「機関保証」を選んだ人の振込額は、 貸与月額から保証料が差し引かれた金額 になります。 ※確認書裏面【保証】(4)	•	
3.	奨学金を借りるには、個人信用情報の取扱いに同意する必要があります。個人信用情報機関には、延滞した場合のみ個人情報が登録されます。※確認書表面に記載	•	•
4.	奨学金を借りるには、 「返還誓約書」などの提出が必要 です。なお、「返還誓約書」を提出しないと <u>奨学生としての資格を失い、振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。</u> ※確認書裏面【返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)】(5)	•	
5.	過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。 また、外国籍の人は、在留資格によって借りることができない場合があります。 ※確認書裏面【貸与期間の取扱い】(8)【申込資格】(10)	•	
6.	奨学金は、学生本人の口座に振り込まれます。本人以外の口座には、振り込むことができません。 ※確認書裏面【振込】 (11) (12)	•	
7.	無利子の第一種奨学金は、返還方式として 「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のどちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【返還方式】(1)~(3)	•	
8.	第一種奨学金と給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する授業料減免を受けているときは、第一種奨学金の貸与額が増額又は減額されることがあります。 ※確認書裏面【月額の変更】(14)	•	
9.	利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「 利率固定方式」か「利率見直し方式」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【利率の算定方法】(15)~(17)	•	
10.	学業成績が不振などの場合は、奨学生の資格を失い、 <mark>奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。</mark> ※確認書裏面【貸与中の手続き等】(21)	•	
11.	奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための振替用口座(リレー口座)に加入する必要があります。返還を延滞すると、延滞金が課されます。 ※確認書裏面【返還の方法】(1)		•
12.	返還が難しい時は、願い出により月々の返還額を1/2または1/3に減額し、適用期間に 応じた分の返還期間を延ばす制度や返還を先送りする制度を利用できる場合があります。 また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を最長10年間先送りできます。 ※確認書裏面【その他手続き等】(15)(16) 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、連帯保証人(父または母)、保証人(おじ・		•
19.	おばなど)にも請求する場合があります。※確認書裏面【返還の方法】(1)		•



▶「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。 ※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。 ※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ③署名は必ず自署にて記入してください。
 - ※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所 (今お住まいの 住所)と異なる場合でも現住所を記入 してください。

奨学金申込日(两暦)を記入してく ださい。(本書類を記入した日)

(西暦) 2023年 4 月10日

該当する国籍又は在 留資格を○で囲んで ください。

※ d~fの在留資格 に該当する場合は、 在留期限(在留期間 の満了日) も記入し てください。

※外国籍の人でb~ f以外の在留資格 「家族滞在」等)の 人は貸与の対象とは なりません。



[個人信用情報同意条項] 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

個人信用情報の利用・登録等)。 私は、奨学金の基済が経過、た後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によっ て自己の与信取引上の判断(返済能力又は結磨先の調査という。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、 延帯した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機限と逻辑する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機の加盟会員によって登録される契約が高、遅済状況等の情報のほか、当 該各機関によって登録される破産等の告報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(無歴先の調査を含む)のために利用することに同意します。

	個人情報	金球期間	
i	氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、動務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	
ı	貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超	
i	回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	えない期間	
ı	機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間	
!	官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から 7年を超えない期間	
ı	登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間	
!	本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	
Ĺ	 私は、前項の個人情報が、その下確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加 	- 関会員に対する規則遵守状況のモニタリング等。個人情報の保護と適正な利用の確保のために必	

- 7. 私は、前項の個人情報が、その正確性・長新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則適守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲的において、個人信用報報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。 、前2 頃に規定する個人信用情報機関なびその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。 は、各機関で行います (機構ではできません)。

- (代位弁済後の情報機関について) 、私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを 個人信用情報機関に登録されることを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同感します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め 奨学金に関するご質問にはお答えできません。

> 電話番号は、自宅・携帯と も記入してください。 所有していない場合は、自 宅・携帯それぞれの欄に「電 話なし| と記入してくださ い。

-仏 重要

採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書であ る「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。

添付書類は選択する保証制度により異なります。

保証制度の詳細については本冊子の第1部を、添付書類の詳細については本冊子の第3 部を参照してください。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

提出用

〔貸与奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

[大学・短期大学・専修学校専門課程]

(西暦) 年 月 \Box

独立行政法人

必 ず各自 が 記入し

てくださ

日本学生支援機構理事長

私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込の入 力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記 載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。また、第− 種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関 係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し ます。さらに機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機 関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこと としてください。

	学 校 名	学部・課種	呈・分野	学科・専攻	・研究科	┌ここから記入		学籍(学生記)番号		
本	学校の種類 大学(学部) 大学院 短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程	現	-		電話番	号 (自宅) (携帯)		()		
人	フリガナ 氏 漢	住所									
	名 字	生年月日	昭和・平	ヹ成	年	月	В	性別(任意)	男	•	女
	籍又は在留資格 a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 紫当を○で囲む】 f 永住者の配偶者等 ※d~fの該当			(永住の意) 間の満了日)			e 日 年	本人の配偶者 月)	等		

※飛び級等で、申込者本人(あなた)が未成年(18歳未満)の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

【個人信用情報同意条項】機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

avian jirikwのが、主義な場合。 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によっ て自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当 該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超
回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

本人がも平台のの人で無数やないなべ下台の情報

「本人がも平台のの力に口がりずすを超えなどが開始

「本人がも平台のの人で自然を持ち、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関などの加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前 2 項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)

「機構が加盟する個人信用情報機関・全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/②同機関と提携する個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め・機日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め・機日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、企業日本信用情報機関では、本書面の書き方を含め、歴史全に関するで質問にはお答えできません。

・帰口や旧田川国を販売 (代位弁済後の情報提供について) (代位弁済後の情報提供について) 4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、 個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨 学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者につ いては、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった 場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

	·				
確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約	学校番号				
書を提出するまで大切に保管してください。				1	<u> </u>

- 「返還方式」
 (1) 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式(以下、「定額返還方式)という)が、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という)が収入に運動して算出した割賦金で返還する方式(以下、「所得連動返還方式)という)が収入に運動して算出した割賦金で返還する方式。(以下、「所得連動返還方式)という)を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。第二種奨学金においては、定額返還方式のみとなります。
 (2) 所得運動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定するで表現によります。
 が、等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算まるとはできません。
 ない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算まることはできません。
 (3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得運動返還方式への変更のみ可能です。
 (4) 漢字金の貸与を受けるためには、一定の保証料をエキュニューー 1. 奨学金の貸与に係る事項 【返還方式】 (1) 第一種奨学金においては 選する方式(以下、「定額

正記 2 (東京) (東京

(16)

し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率国定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
(17) 第1種実施における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届け出ることができます。ただし、第一種奨学金にあわせしして変更も結りを要けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更主持等。
(18) 第2年を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更主持等。
(18) 第2年を受けなければなりまかれて在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりまかれて在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりまかれ、(20) 東洋保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な工事、保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な工業があったるとき。
(20) 東帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な工業が事情が表したとき。
「機構に届け出なければなりません。」
(21) 機構に届け出なければなりません。、「大き一般では一般で表し、現時に対します。」
「大学全金を辞退は代はなりません。」であるとして行った適格認定に基づき、選学金の交付を停止、期間短触で以は廃止します。
「大学などのために修学の行かるいとき。」
「学学学と大のために修学の行かるいとき。」
「大学学学と大のために修学の行が表しまき。」
「大学学学と、大の他の処分を受けたとき。」
「大学学学と、大の他の処分を受けたとき。」
「大学学学と、大の他の処分を受けたとき。」
「大学学学を会のでも、特別の事情により変学生として適当でないとき。」
「大き」とにより奨学生としての資格を失ったとき。
「大き」とにより選学生としての資格を失ったとき。
「大き」に記述するよりできた。の資格を失ったとき。(22) 奨学全のの対けを得よりを復活することがあります。経

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、賞与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。